

Title	租税制度に於ける土地差増税の地位
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.2 (1909. 3) ,p.135(1)- 144(10)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090301-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ひ望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の文注御へ主告廣

著 三 徹 木 青

商法全書

(篇五第) (篇四第) (篇三第) (篇二第) (篇一第)

商法總論

四 定價壹圓五拾錢 郵稅八錢

版 著者の六年以來着手せる商法全書は曩に全部結了を告げ今や

會社法論

三 定價貳圓五拾錢 郵稅拾二錢

版 會社法論の増訂第三版を發行するに至れり新商法實施以來既に約十年未だ他に商

商行爲論

三 定價貳圓 郵稅八錢

版 法全部を一貫して學理的に詳細なる説明を爲せる参考書ある

手形法論

三 定價壹圓八拾錢 郵稅拾貳錢

版 唯一の書なり法曹實業家行政銀行會社員

海商法論

三 定價壹圓卅五錢 郵稅八錢

版 學生受験者には缺くべからざる最新の參考書なり

發行所 有斐閣書房

東京神田區通橋三番三局本話電 (番〇七三座口替振)

三田學會雜誌 第一卷第二號

論 說

租稅制度に於ける土地差増稅の地位

堀 江 歸 一

投機射倖に依て生ずる利得に課稅するときは、納稅者に及ぼす租稅の負擔を輕くし、又其感ずる犠牲の念を薄くするの點より、或る方法に依て此種の課稅を行ふは各國の租稅制度に於て大に力を致す所なり。殊に此種の課稅は近時租稅負擔の分配を決定する標準に就て、一の定説たる納稅力説より觀察して充分に之を認容するの理由あるが故に、益々租稅制度の實際に行はるゝの勢を馴致するに至れり。唯斯る目的を以て課稅法を行ふに就ては、事容易なるが如くにして、敢て然らざる

租稅制度に於ける土地差増稅の地位

ものあり。取引所税の如き、各種財産取引税の如き、或は勤勞の起因せざる所得に對する課税の如き、近時の租税制度に於て、漸く重要な地位を占めんとするの傾向あるは、畢竟斯る課税に依て、負擔を投機射倖の利得に及ぼさんとするの趣意に基くものに外ならずと雖も、然も此方法に於ては、時に投機射倖の利得に課税を加へて、税法定定の當初の目的を達し得べしとするも、尙ほ之と同時に正當の勤勞に依る利得にも課税を加へ、税法定定の趣意に違ふ所なしとせず。投機射倖の利得に課税するは、一の財政學說としては、可なり。然も其實行の價值如何に就ては、世人の間に永く疑問を以て目せられたるが、近年獨逸に於ては、土地差増税法なるものを制定し、之に依て此問題に一部の解決を與へんとしたり。而して其實施の成績を見るに、豫期の希望に反する所少なきが如し。

二

土地差増税なるものは、土地所有者が土地の所有權を他人に讓渡すに當り、以前の登録價格と今次の登録價格との間に差違を存じて、後者の大なるときに、其超過額を目的物として賦課せらるゝ租税を云ふ。此超過額は果して所有者自身の投資

勤勞等の結果として生じたるものなるや、或は斯る資本勞力の關係に基かずして生じたるものなるや、税法に於て此點に關して多少の注意を施さんか、土地差増税は其性質に於て射倖的利益に賦課するの租税と爲り、以て負擔の公平を擧ぐるを得べし。蓋し或る種類の財産に課税するに當ては、一般財産税の形態を以てすると、又他の形態を以てするとを問はず、一定の價格を標準として、之に負擔を加ふるを得べしと雖も、一方に財産の價格は財産自體に於ける事情又は財産以外に於ける事情に依て、常に變動を受くることを免かれず。殊に社會全般の發達の如きは、必ず財産の價格に影響を及ぼし、其價格を増進せしむるに與て力ある以上は、斯る社會に現存し、偶然價格の増加したる土地には、何等か方法を設け、斯る價格の増加に對して、負擔を加ふるの道を案出せざる可からず。

土地差増税にして、既に此必要に應ずるが爲めに起りたるものなる以上は、單に賦課の範圍を土地のみに止めず、物品有價證券等の賣買にも亦之を及ぼして、可なるが如くなれども、實際の立法は未だ斯る總ての投機的利得を網羅するに足らず。土地差増税なる名目の下に、市街地に對してのみ負擔を加へらるゝに止まる。其

4 理由を案ずるに、土地が各種利得の中にて、人の勤勞に起因せざるものなることは舊來世人に依て廣く承認せらるゝ所なると、土地以外の財産の價格は各種の一時的事情に依て、高低の變殆ど測り知る可からずして、一定の規律とす可き所なきに反し、土地殊に發達の機運に向へる市街地に在る土地の價格は年と共に増進して、已むことなきの事實に基くものなり。

土地差増税は始め千八百九十八年獨逸保護領膠州灣に行はれたるときには、敢て一般の注意を喚起するに足らざりしが、千九百四年獨逸フランクフルト并にキョールの兩市政府に於て、之を實行するや、漸く世間に顯著なるに至れり。即ちフランクフルト市に於ては、同年從來賦課し來れる土地移轉に關する登録税を一分五厘より二分に引上ぐると共に、土地所有權の移轉する度毎に、以前の登録價格に對して、三割以上の増加を爲せるときには、其増加額に一定の累進税を賦課し、又土地が最後の權利移轉の時より、宅地に於ては五箇年を、宅地以外の土地に於ては、十箇年を経過せざるものに限り、所有者が土地改良の爲めに投じたる費用のみ、原價の内に算入することを許し、税率は増差額三割乃至三割五分を起點として、之に五分

の課税を爲し、其以上増差額五分を増す毎に税率一分を増し、結局其最高税率を二割五分に達せしめて、已むものとしたり。

フランクフルト并にキョール兩市の外、今日土地差増税法を實施する市はエツゼン、デュッセルドルフ、ドルトムント、ゲルゼンキルヘン、グロイツナッハ等にして、是等諸市に於ける税法大體の規定は前記フランクフルト市に於けるものと大同小異の觀ありとす。

三

土地差増税に關する大體の説明は之を以上に止め、此税法に於ける重要な規定に就て、立法の理由とする所を論ぜんに、本來土地差増税の目的物たるものは、一定の期間に於て、土地に生じたる價格の増加にして、税法の趣意は其人の勤勞に依らざる部分に負擔を加ふるの一事に存す。然らば此課税目的物には現在の土地買入價格と所有權最後の移轉に際して、支拂はれたる價格との差額を以て、之に充つるを至當とす可しと雖も、然も此差額の内より、所有者自身の勤勞に依て生じたる價格の増加は之を控除せざる可からず。而して此控除の項目と爲る可きものを舉

6
げんか第一、土地所有者が永久的改良に要したる費用、第二、道路下水建設の費用、第三、所有権の變更に關聯して生ずる費用例へば印紙税、登記料、移轉税等、第四、土地に伴ふ自然の狀況より生ずる増價、第五、未開地の場合に於て土地を所有せる期間に於ける利子の損失等は必ず此中に數へらるゝを常とす。

然らば次に土地價格の差増を計算する期間は如何にして之を決定す可きか。最近の賣價と課税當時に於ける賣價との差を以て之に充つ可きは勿論なれども、キヨルン市の如き、法律實施の期日たる千九百五年四月一日を起點とし、此時の市價に超過したる差價を課税標準としたるの例あり。蓋し事の簡單明確を重んじて、此處置に出でたるものなり。又土地増差税の納付者は普通土地の賣主にして、買主は賣主が納付を怠り又は全然之を爲さざる場合に、納税の義務を負ふものゝみ。蓋し土地價格差増の利益を直接的確に享受する者は即ち土地の賣主に外ならざるを以て、此規定を爲したるは其當を得たるものとす可きなり。

四

斯く土地差増税は土地に伴ふ射倖的利益に課税するを目的とし、此點に於て他の

7
租税の如く納税者に負擔の苦痛を與へず、又他の税法に依て到達する能はざる方法を以て、納税力に負擔を加ふるの利益あること勿論なれども、一方に之に對しては、自ら種々の反對論なきを得ず。第一、斯く此税法に依て、射倖的利益に課税する以上は、土地所有者が土地所有に關聯して、損失したる場合にも、國家に於て之を補償するの任に當らざる可からざること、第二、土地差増税は土地の賣主より買主に轉ずるが故に、土地の價格を騰貴せしめ、事業の改良發達を妨害すること等は、其重なるものなりとす。然れども第一の反對論の如きに至ては深く顧慮するに足らず。土地所有者が土地の上に蒙れる損害にして、公に關係あるものなる以上は、國家竝に公共團體は此損害を賠償するに吝なるものに非ず。又斯る損害の爲めに土地の價格増進せざるに於ては、土地差増税の負擔は全然之を免かるゝを得るの道理なる以上は、以て此反對論を打破するを得べきなり。又第二の反對論に就て考ふるに、土地差増税にして、一度び賦課せらるゝときは、土地より生ずる利益の大部分は社會全體の有に歸すること明白と爲るを以て、借地料の人工的の上進を防遏し、地價の騰貴を抑制するに至る可し。隨て課税の爲めに、地價の騰貴を豫想する

8

は事實に當らざる議論なり。

然らば土地差増税に對する反對論は何れも深く重きを置くに足らざるものなる一方に、此課税の爲めに生ずる利益如何を考ふるに、第一射伴的利益に課税するが爲めに、租税全體の負擔を正しくするを得るのみならず、獨逸の各市に於て現に行ふが如く、差増税の收入を以て、下層社會の住家改良に要する費用を支辨するとき、之に依て社會改良の効果を收め、土地に關する投機取引を抑制するの結果、土地の改良を促すに至る可く、是等は土地差増税の利益の最も顯著なるものとするに足る可し。

五

米國の特別賦課金(Special Assessment)若しくは英國の改良税(Betterment Tax)の如き、共に地方自治體の經費支辨に依て、土地に或る利益を及ぼすを想像し、此利益を目的物として、課税するものなり。兩國の地方財政に於て、此種の課税法の行はるゝは畢竟地方財政の計畫に關聯して、直接間接に土地の價格の上進するが故を以てなり。然も其課税の理由は土地差増税に於けると異なり、稍や立法上の假想に據り、

又其課税の目的物も土地差増税に於けるが如く的確なるを得ず。土地差増税が現實の利益を根據として、賦課せられ、又能く射伴的利益に負擔を及ぼすは、英米兩國に於て土地に特別の負擔を及ぼす租税に比較して、一日の長ある所とす可きなり。

9

然らば土地差増税は單に之を地方財政の一財源たるに止めしめず、進んで中央財政の財源たらしむる能はざるか、次に發生する問題なり。収益税の形態を以て、土地に課税する方法は今日各國に於て廣く行はるゝ方法なれども、然も土地臺帳制度を取り、臺帳に掲記したる法定地價を標準として、定率の租税を賦課するに於ては、地租は其假想的性質に於て収益税なりとするも、實際に土地より生ずる収益と租税の負擔とを一致せしむる能はざる可し。茲に於てか、土地臺帳制度に代ふるに土地の賣買價格を課税標準とするの説行はる。然も土地にして頻繁に賣買せられざる限り、土地の賣買價格は實際の収益に相伴ふものに非ず。賣買價格課税法のみに依て、一國の地租法を立てんとするは、現在の土地臺帳制度に比して、敢て勝る所あるを認むる能はず。唯現在の地租法は姑く在來の儘に置き、一方に其

10 補助税として土地差増税を採用せんか、賣買の行はるゝ土地に對しては、負擔を公平にし、其所有者の納税力に對する負擔を加へ、土地臺帳制度の利益を存じながら、一方に其缺點の一部を補ふを得べし。土地差増税は今日偶々獨逸に於て、市政府の財源たるに止まると雖も、地租の補助税として、中央政府の財源とするは、地租が國税の一に居る國に於て、敢て背理の事を以て目す可きに非ざるなり。

Emil Reich 氏の史學研究法

田中萃一郎

(三)

過去數千年來の歴史を達觀するに、波濤重疊して壯觀極りなきも、全人類の歐化てゝ潮流のみは明かに本流を爲してゐる。目下十五億以上の人類のうち、十一億は歐洲民族の支配を受けて居るので、歐洲の膨脹、即ち歐洲的思想、感情、政體の普及運動は西紀前二千年頃小亞、シリア、フエニキア近海の島嶼に濫觴して先づ地中海岸諸國に及ぼし、西紀第十五世紀の末には歐洲全部を包括し、爾來着々としてその歩を進め、米濠大陸の全部、阿弗利加、亞細亞の大半を席卷するに至つた。故に歴史は歐化運動の顛末で、この運動は結局全地球に亙ることであらう。歐羅巴は全地球陸地の十三分の一に過ぎぬから、冷靜な歴史家は、歴史と云ふものは主として少數者に就て論述するものであつて分量を問はず、品位に重きを置くものであると、氣附かねばならぬ。而して歐化大運動の淵源をなせる要素は何であるかと云ふに、